

SHAKAIHOKEN Gifu

社会保険

ぎふ

健康で安心できる暮らしのために…

2024. 10

令和6年 10-11月

- 保険料の控除は新しい標準報酬月額で
- 11月はねんきん月間です
- マイナ保険証Q&A作成いたしました。
- 要治療・要精密検査 放置していませんか？



「飛騨・美濃すぐれもの」認定商品④～金蝶園饅頭（株式会社金蝶園総本家）

発行／一般財団法人岐阜県社会保険協会

ホームページからも「社会保険ぎふ」がご覧いただけます。<https://www.gishakyo.or.jp/>

■日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> ■全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

事業所内で
回覧
しましょう

保険料の控除は 新しい標準報酬月額で

9月分保険料
《10月通知分》
から

7月に提出していただきました「算定基礎届」により、新しい標準報酬月額が決定(定時決定)されました。この標準報酬月額に基づき、**今年9月分から来年8月分までの保険料などが計算されます。**

※今後、昇(降)給などにより月額変更(随時改定)に該当する場合は除きます。

●新しい保険料の控除はいつから?

保険料の控除は、原則前月分の保険料を当月支払われる給与から控除することになっています。

新しく決定された標準報酬月額による9月分の保険料は、**10月に支払われる給与から控除**することになります。ただし、7月・8月・9月の月額変更に該当する場合は、それぞれ月額変更届による標準報酬月額で保険料を計算することになりますのでご注意ください。

●保険料率は?

健康保険の保険料率 (協会けんぽ 岐阜支部)	一般保険料率 99.1 / 1000 (9.91%) 介護保険料率 16.0 / 1000 (1.60%)
厚生年金の保険料率	183 / 1000 (18.3%) *厚生年金基金加入事業所は ご加入の厚生年金基金へお尋ねください。
子ども・子育て拠出金率	3.6 / 1000 (0.36%)

事業主の方は、この**新しい標準報酬月額**を被保険者の方にお知らせください。なお、在職中で老齢厚生年金を受給している方は、年金の支給額が変わったり、全額支給停止になる場合もあります。

500-0000
〇〇市 〇〇町 0-00-0
〇〇株式会社
〇〇 〇〇 様

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理番号 99-749
事業所番号 00123

被保険者整理番号	被保険者氏名	適用年月	決定後の標準報酬月額		生年月日	種別
			(健保)	(厚生)		
1	健保 一郎	R6.9	750千円	650千円	S37.2.22	第一種
2	健保 花子	R6.9	410千円	410千円	S38.3.30	第二種
3	保険 二郎	R6.9	360千円	360千円	S60.5.15	第一種
・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和6年8月9日
日本年金機構理事長
(〇〇年金事務所)

新しい標準報酬月額はここです!

ご存じ
ですか?

年金委員・健康保険委員

職場の
サポーター
です!

「厚生年金保険・国民年金」「健康保険」に関する職場のサポーター

「年金委員」「健康保険委員」は、事業所と日本年金機構または全国健康保険協会(協会けんぽ)を結ぶパイプ役として活躍し、厚生年金保険・国民年金事業、健康保険事業の円滑な推進に貢献いただいています。

**日本年金機構
各年金事務所**
(厚生年金・国民年金)

制度変更のお知らせ

年金委員研修開催ご案内

事業所
(事業主・加入者)

パイプ役となる委員さんが職場にいると心強いものです。

制度や届出方法などの情報や知識を持つ委員さんがいると安心です。

年金委員 **健康保険委員**

事業所(事業主・加入者)と日本年金機構(年金事務所)または協会けんぽを結ぶパイプ役です。

委員さんには、事務研修会やセミナーやイベントについて優先的に案内があります。

**全国健康保険協会
協会けんぽ**

**協会けんぽ
岐阜支部**
(健康保険)

イベントのご案内

限定広報誌

卓上カレンダー

委員が不在の事業主様へ
委員をご推薦ください!
お気軽に
お問合せください。

お問合せ先

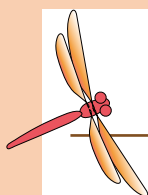
- 事業所管轄の年金事務所 (自動音声案内⑤)
 - 岐阜北年金事務所 ☎ 058-294-6364
 - 多治見年金事務所 ☎ 0572-22-0255
 - 美濃加茂年金事務所 ☎ 0574-25-8181
 - 岐阜南年金事務所 ☎ 058-273-6161
 - 大垣年金事務所 ☎ 0584-78-5166
 - 高山年金事務所 ☎ 0577-32-6111
- 全国健康保険協会 岐阜支部 企画総務グループ ☎ 058-255-5155 (自動音声案内④)



11月 30日



11月はねんきん月間です 11月30日は年金の日



岐阜県年金委員大会 開催のご案内

入場
無料

日本年金機構では、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展にご協力いただいている年金委員の方々の活動や功績等に感謝の意を表し、政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを目的として「年金委員功労者表彰」を実施しております。

このたび、岐阜県社会保険委員会連合会と共催で「岐阜県年金委員大会」を開催し表彰式及び研修を行い、管理栄養士、健康運動指導士、NR・サプリメントアドバイザーの菊池真由子氏による「食べれば食べるほど若くなる法」の講演も予定しております。皆様のご来場をお待ちしております。

たくさんの
皆さまのご来場を
お待ちしております
// おります //

場所

不二羽島文化センター みのぎくホール

〈住所〉羽島市竹鼻町丸の内6丁目7番地

日時

令和6年11月20日(水) 午後1時30分開演(午後1時開場)～
午後4時終了予定

プログラム

第1部：年金委員功労者表彰

第2部：研修

第3部：記念講演 【テーマ】食べれば食べるほど若くなる法

【講師】管理栄養士 健康運動指導士 菊池真由子氏
NR・サプリメントアドバイザー

月刊社会保険「楽しい食事の秘訣」連載中

『食べても太らないのは、どっち?』『おいしく食べて勝手にやせる!すごい方法』など著書多数

【ホンマでっか!?TV】(東海テレビ)令和6年9月11日出演



お問合せ先

〒502-8502 岐阜市大福町3-10-1

日本年金機構 岐阜北年金事務所 総務調整課 年金委員担当 TEL 058-294-6364 (自動音声案内 5)

県内各地の催物のご案内

開催日	時間	催物	場所	管轄
11月3日(日)	10:00~13:00	中部学院大学各務原キャンパス大学祭	中部学院大学各務原キャンパス	岐阜南
11月5日(火) ~9日(土)	10:00~11:00 13:00~14:00	20歳到達者年金制度説明会	大垣年金事務所会議室	大垣
11月9日(土)	10:00~11:00 14:00~15:00	20歳到達者年金制度説明会	多治見年金事務所会議室	多治見
11月12日(火)	10:00~15:00	年金相談会	パロー 羽島インター店	岐阜南
11月13日(水)	10:00~15:00	年金相談会	トミダヤ 笠松店	
11月20日(水)	13:30~16:00	岐阜県年金委員大会	不二羽島文化センター みのぎくホール	県全体
11月22日(金)	10:00~11:00	20歳到達者年金制度説明会	Web会議サービス(Microsoft Teams)	岐阜南
11月26日(火)	10:00~15:00	年金相談会	パロー 芥見店	岐阜北
11月30日(土)	10:00~15:00	年金相談会	コノミヤ 巣南店	
	10:00~14:00	リーフレットの配布	ヨシツヤ 可児店(カニミライブ)	
	10:00~15:00	ねんきんネット操作説明会	高山年金事務所	高山



マイナ保険証 Q&A 作成いたしました。

*マイナ保険証・・・マイナンバーカードに健康保険証利用の登録をしたもの

協会けんぽ岐阜支部ではマイナ保険証に関するアンケートを実施しました。そこで寄せられた疑問や質問をもとに「マイナ保険証 Q&A」を作成し、岐阜支部ホームページに掲載しておりますので、ぜひご活用ください。



↑
「マイナ保険証Q&A」
はこちら

内容の一部をご紹介します。

Q1. 令和6年12月2日以降の受診方法はどのように変わりますか。

A1. 原則、健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)で受診していただけます。
なお、マイナ保険証での受診はすでに始まっています。ぜひご利用ください。

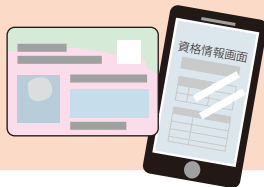
ぜひご利用
ください



オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関では、以下の方法で受診することができます。

●マイナ保険証 + ●マイナポータル
資格情報画面 (スマートフォン)

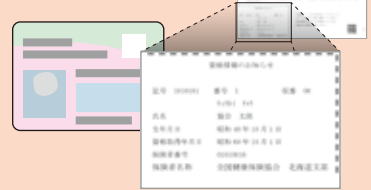
マイナポータルの資格情報画面をマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。



または

●マイナ保険証 + ●資格情報のお知らせ

スマートフォンをお持ちでない方は、切り取った資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。



マイナ保険証以外の受診方法

現行の健康保険証(令和7年12月1日まで)



現在お持ちの健康保険証は、**令和7年12月1日まで使用**することができます。
なお、退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。これまで通り**会社に返納**してください。

資格確認書



マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない方は、協会けんぽが発行する「**資格確認書**」で医療機関を受診することができます。

- ・材質・サイズ・形状は健康保険証と同様(プラスチック製・カード型)です。
- ・有効期限は4～5年です。
- ・*1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- ・「資格確認書」の有効期限内に退職した場合、「資格確認書」は会社へ返納してください。

Q2. 令和6年12月2日から健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しますが、新規加入する従業員の「資格取得届」を提出する際、担当者が注意すべきことはありますか？

A2. 現時点での対応は以下の通りです。

「資格取得届」および「被扶養者(異動)届」は、**マイナンバーを正確に記載し、事実発生から5日以内に日本年金機構等へご提出ください。**

事業主様・健康保険事務ご担当者様は、マイナ保険証をご利用いただくよう従業員様にご案内ください。マイナ保険証をお持ちの場合、資格取得届の手続きが完了すれば新しい健康保険の加入者資格が反映され、マイナ保険証で受診できます。



もしマイナ保険証をお持ちでない場合は、「資格取得届」等による**申出に基づき「資格確認書」を発行**します。(「資格取得届」等に「資格確認書」発行の希望欄が設けられる予定です) マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方などには、申出によらず「資格確認書」を発行しますが、相当な期間を要します。「資格確認書」が必要な場合は**できる限り「資格取得届」等の提出時に申出**してください。

要治療・要精密検査 放置していませんか？

糖尿病や高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病は自覚症状がないまま徐々に進行するため、治療せずに放置すると、心疾患・脳血管疾患等が発症するリスクが高まります。

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合は、自覚症状の有無にかかわらず、確実に受診しましょう。

**協会けんぽの
重症化予防の取り組み**

協会けんぽでは、健診における血圧、血糖、脂質検査の結果、医療機関への受診が必要と判定され、受診が確認できなかった方に対して医療機関への受診をお勧めする案内を被保険者（ご本人）様のご自宅へお送りしています。

受診の際は、健康結果と案内を持参してください。

ご自宅へお送りしている案内

あなたは**今すぐ**医療機関に**受診を!**
健診結果と踏まえた次の行動が**重要!**

高血圧、高血糖、脂質異常を放置するとどうなる?

気づかぬうちに「生活習慣病」

自覚症状がないのに受診する意味はある?

事業主さまへのお願い

健診結果から医療機関への受診が必要とされる従業員の方へ、早めに受診するようお声がけいただくとともに、健康診断と同様に勤務時間中に受診できるようにする等、職場環境づくりにご配慮をお願いいたします。

令和6年度 被扶養者（ご家族）様の資格の再確認を行います

提出期限 **令和6年11月29日（金）**

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、「**被扶養者状況リスト**」をお送りし、被扶養者資格の再確認を行っています。

対象の方 令和6年4月1日時点で18歳以上の被扶養者
※対象の方がいない事業所様には送付いたしません。

送付期間 令和6年10月7日から11月7日にかけて順次送付

提出書類 被扶養者状況リスト ※対象の方に変更が無い場合でも提出が必要です

添付書類

- 被保険者と別居している被扶養者
 - 被扶養者現況申立書
 - 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者
 - 被扶養者現況申立書
 - 海外特例要件に該当していることが確認できる書類
- 被扶養者の方で扶養解除となる方がいる場合
 - 被扶養者調書兼異動届
 - 扶養解除する方の「健康保険証」

提出期限 令和6年11月29日（金）

お問合せ先 **協会けんぽ岐阜支部 業務グループ ☎ 058-255-5155(自動音声案内①)**

全国健康保険協会 岐阜支部
協会けんぽ

〒500-8667
岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル 14階
☎058-255-5155(代表)

電話受付時間 **8:30~17:15**
(土・日・祝日 年末年始を除く)

協会けんぽ 岐阜

申請書のダウンロードができます

ぜひご利用ください!

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル
0570-015-369

電話受付時間 **8:30~17:15**
(土・日・祝日 年末年始を除く)

●お問合せ内容
マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、オンライン資格確認 など

株式会社セクテック



■本社：岐阜県多治見市音羽町4丁目85
 ■設立：1997年
 ■従業員数：38人（パート含む）
 ■事業：「安全文化のパイオニア」を合言葉に東濃地方を中心に中部エリアで、セキュリティシステムの販売・施工・保守事業を展開。365日24時間対応の「駆けつけ警備システム」「自主機械警備システム」、モニタリングできる防犯カメラやAEDパッケージレンタルなど約3500件の導入実績を誇る。



上) サラダや果物が設置された置き型食堂
 下) 夏に実施されたBBQ大会には家族も参加

安全文化のパイオニア「あなたの街の安心・安全を守るセクテック」。社員とその家族の健康維持増進と共に住み良いまちづくりにも貢献。

建物・生命・街の安心と安全のため、東濃地方を主とした中部エリアで、顧客や環境のニーズに最適な安全システム設計、施工、保守、24時間体制サポートや緊急対応を展開。『安全文化のパイオニア』として高品質なサービスを提供しています。

365日24時間シフト勤務の中で健康経営の必要性を感じ、2021年に取り組みを開始。当社に即した様々な施策を積極的に推進し、「健康経営優良法人プライト500(3年連続)」「岐阜健康経営認定事業所」「女性活躍推進企業えるぼし3」などに認定されています。

●広報課主任の矢野明子さん(健康経営・健康食・生活習慣病予防アドバイザー)にお話を聞きました

●健康経営推進の理念は？

365日24時間シフト勤務でも心身の健康維持増進、社員とその家族の幸せを！

大半が近隣地域在住の社員です。地元を愛する社長は、社員とその家族が元気で幸せに暮らすことこそ、高品質なサービスの提供と会社の発展、さらには地域の安全と活性化など地域貢献につながると考え、積極的に推進しています。その結果、健康への意識が向上し心身の健康維持増進に繋がっています。将来的には若手の人材採用にも効果を期待しています。

●具体的な取り組みは？

健康意識を高める、野菜を摂る食生活、社内・家族間の連携と情報共有など推進。

社長の命を受け健康経営の担当となり、健康経営アドバイザー等の資格も取得しました。365日24時間シフト勤務体制でも、誰もが無理なく継続できて少しでも実感してもらえるよう、様々な角度からアプローチをしたりきめ細かい工夫をしたりしています。

◆食・健診・運動

- ・「置き型食堂」実施：サラダや果物を24時間冷蔵庫に設置(費用会社半額負担)、手作りヨーグルト無料提供
- ・定期健診から生活習慣病予防健診に変更、付加健診は会社費用負担で受診可能、勤務時間内に受診→実施率100%、ガンの早期発見治療につながった
- ・毎朝動画を使ったストレッチ体操を実施
- ・年3回運動講座を実施 ・HPIに健康経営情報を掲載

◆メンタルヘルス対応

- ・ストレスチェック：毎月実施、半年分の結果を改善コメントを付けて通知 ・日々の声掛け
- ・ワンオンワン面談実施、相談窓口など設置
- ・産業医との連携

◆コミュニケーション・情報共有・意識を高める

- ・社内報「The SECTEC Times」『連繫』毎月発行
- ・「健康チャレンジ便り」毎月発行
- ・忘年会実施(2グループに分け)
- ・夏のBBQ大会(家族も参加可能)

◆女性活躍推進・ワークライフバランス・育児介護

- ・役員の半数が女性
- ・外部会議やセミナーへ女性の参加を推進
- ・毎年女性対象の健康セミナーに参加
- ・無農薬野菜や食材販売コーナー設置(家事の時短)
- ・育休明けは希望により時短での復職
- ・性別問わず育児休暇取得推進
- ・介護休業取得推進、介護に関する対策強化を検討中

◆喫煙者対応

- ・屋内全面禁煙、喫煙外来受診を推進(費用一部会社負担)、受動喫煙対策(電子タバコ化)

◆地域貢献

- ・社屋前の道路の防犯カメラの充実、花壇整備
- ・健康経営アドバイザーを講師として派遣

◆認定取得など

- ・岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録
- ・新はつらつ職場づくり宣言登録企業認定
- ・スポーツエールカンパニー認定
- ・「協会けんぽと健康宣言」参加事業所 ほか多数

社会保険協会 令和7年度からの年会費の納入は、**口座振替**を是非ご利用ください

手間がかからず、振込手数料の負担がありません

【注】年会費の口座振替は令和4年度より実施しておりますので、すでに手続きがお済みの事業所様もございます。

「**口座振替依頼書**」を協会ホームページから取得し、ご記入、金融機関届出印を押印のうえ、当協会に郵送してください。

岐阜県社会保険協会

検索

トップページの「**口座振替依頼書のダウンロードはこちら**」からをクリック

または、当協会へお電話 **058-213-1883** をいただければ、「**口座振替依頼書**」をお送りします。

依頼書
送付先

〒500-8833 岐阜市神田町2-2 岐阜商工会議所会館3階
(一財)岐阜県社会保険協会 年会費口座振替係

お知らせ

口座振替をご希望でない事業所様へは、**令和7年度から、コンビニエンスストアを納入窓口とした納付書をお送りします。**
 なお、令和6年度までお送りしておりました金融機関を窓口とした納付書は廃止させていただきますので、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

岐阜県
社会保険協会から

社員やご家族の健康に関する図書のご紹介

社内研修の資料として、従業員や家族への配布用としてお役立てください

40~60歳の
働く世代向け

定価
260円
(+税)

特別価格
200円
(+税)

・お申込み期限・
令和7年1月31日



働き盛りのヘルスケア シニア世代のヘルスケア 女性のためのヘルスケア

社員やご家族の皆さんの健康に役立つパンフレットです。年代・性別ごとの3冊をラインナップしました。健診結果の振り返りや生活習慣病の解説だけでなく、それぞれのライフスタイルにあった生活改善のヒントも豊富に掲載しています。

岐阜社会保険協会会員特別価格にてご購入いただけます。別途送料がかかります。

仕様■A4判／16頁／オール4色刷り

監修■津下一代 女子栄養大学 特任教授
医師・医学博士

下記申込書をコピーの上、FAXにてお申込みください。

株式会社 サンライフ企画

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-15

TEL 03-5821-1005

<https://www.sunlife.net/>

FAX 03-5821-1082

お問い合わせは、担当：営業部 室谷・牛込まで



シニア世代の
ご家族向け

1981



プレ更年期～
更年期の
女性向け

1982

申 込 書

書名	申込部数
働き盛りのヘルスケア 1980	200円× 部
シニア世代のヘルスケア 1981	200円× 部
女性のためのヘルスケア 1982	200円× 部

貴名			
住所	〒		
電話番号	FAX番号		
所属	ご担当者		
ご請求先			
見積書	要 不要	ご希望の納期*	年 月 日まで

*通常、1~2週間で納品可能です。お急ぎの際はご相談ください(在庫部数によりご希望に添えない場合がございます)。

※個人情報の取り扱いについて・・・商品のお申込みに際してお預かりした個人情報は、JISQ15001に準拠した弊社規定に基づき適切・安全に取り扱い、商品の配送・請求及びご入金の確認、また新刊本などのご案内・DMに利用させていただきます。

岐阜県の企業が設立した財団法人⑦

公益財団法人 KVK福祉会



公益財団法人 KVK福祉会

公益財団法人KVK福祉会は、その前身となる財団法人北村福祉会として、株式会社KVK創業者の故北村次郎氏が自らの若き日の労苦を顧み、向学心旺盛な学生の支援と当時の本社所在地であった岐阜市の社会福祉の充実を念願し、1974年3月、KVK創業35周年を記念して設立したものであります。

2018年7月に株式会社KVKの本社を岐阜市から加茂郡富加町へ移転したのを機に、従来の岐阜市に加え、加茂郡富加町と近隣の市である美濃加茂市の社会福祉の増進に寄与することを目的に、小学校・中学校・高校の生活保護世帯の要援護者に対する奨学金・学用品の支給を行っております。

KVK福祉会の助成

1 奨学金支給

生活保護世帯の中学校に入学する児童及び中学校、高等学校、高等専門学校に在学する生徒、学生に対し、奨学金を支給し、勉学を奨励することを目的としています。

この奨学金の支給対象者は、次の各号に該当する生徒、学生としています。

- (1) 岐阜市、美濃加茂市及び加茂郡富加町に住所を有する世帯に属する学生、生徒
- (2) 次年度に中学校に入学する小学校6年生及び中学校3年生、高等学校1～3年生、高等専門学校1～3年生
- (3) 品行方正、志操堅固なるもの
- (4) 他の奨学金（国や地方公共団体の奨学金及び育英資金等の貸付金を除く）を受けていないこと
- (5) この奨学金を真に必要としていること

2 学用品支給

生活保護世帯の小学校に入学する幼児に対しランドセル及び靴を、中学校に入学する児童に対し靴を支給することにより勉学を奨励することを目的としています。

靴又はランドセル及び靴の支給対象者は、次の各号に該当する幼児又は児童としています。

- (1) 岐阜市、美濃加茂市及び加茂郡富加町に住所を有する生活保護世帯に属する幼児又は児童であって、次年度に小学校又は中学校に入学する者
- (2) 品行方正、志操堅固なるもの
- (3) この支給品を真に必要としていること



事業の実績 奨学金・学用品の支給実績(岐阜市・美濃加茂市・加茂郡富加町)

項目	対象者	年度				
		2019	2020	2021	2022	2023
奨学金(学資金)	中学3年生	33	19	34	19	23
	高校1年生	21	27	18	29	16
	高校2年生	28	21	27	16	30
	高校3年生	22	26	21	24	17
	合計	104	93	100	88	86
奨学金(靴相当)	中学校入学予定者	-	25	17	22	21

項目	対象者	年度				
		2019	2020	2021	2022	2023
靴又はランドセル	小学校入学予定者	10	8	6	11	5
	中学校入学予定者	15	23	18	22	19
	合計	25	31	24	33	24
靴	小学校入学予定者	13	13	8	12	8
	中学校入学予定者	16	-	-	-	-
	合計	29	13	8	12	8

※中学校入学予定者に対する靴の現物支給は、靴の購入相当の金額を奨学金として商品券で支給するよう、2020年度より変更しております。

●お問い合わせ先

〒501-3304 岐阜県加茂郡富加町高畑字稻荷641番地 株式会社KVK内
TEL 0574-55-0005 FAX 0574-55-1011

詳しくは、ホームページでご確認ください。

